

令和2年7月14日

殿

出入国在留管理庁参事官

法令適用事前確認手続回答通知書

令和2年6月25日付け法令適用事前確認手続照会書をもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会対象法令の条項を所管する立場から、照会の際に提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

(照会)

外国人の学生について、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（以下「特定活動告示」という。）」第9号に定める活動（以下「インターンシップ」という。）を活動内容として、上陸の申請をするに当たり、利用を予定する仲介事業者がインターンシップを行う学生（以下「インターンシップ生」という。）に支払われる給与から費用を直接に控除することに、問題があるか。

また、海外の仲介事業者を利用する場合の労働関係法令の適用について、同事業者は、海外で何らかの資格を有しなければならないのか。

もし、資格を証明できない場合、法令違反となるのか。

(回答)

- 1 出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第9条第1項の許可は、法第7条1項に定める上陸のための条件に適合していると認定されたときになされるものであるところ、外国人の学生について、法別表第一の五の表の「特定活動」の在留資格により上陸が許可されるためには、同人が本邦において行おうとする活動が、特定活動告示の各号に定める活動のいずれかに該当することのほか、その他の上陸のための条件にも適合する必要がある。

- 2 照会書記載の活動がインターンシップに該当するかや前記のその他の上陸のための条件に適合するか否かについては、同照会書に記載されている事実関係のみでは判断が困難であり、申請の際に提出されると思われる実施予定のインターンシップの詳細に関する資料等に基づき、総合的に判断することとなる。
- 3 海外の仲介事業者に関する労働関係法令の適用については、当庁は、お答えする立場はない。

以 上